

令和8年度「横手暮らし体験事業」実施要項

1. 趣旨

横手市移住定住促進事業の一環として、横手市への移住を検討している者等に対して一定期間、横手市内での生活体験ができる場所を提供し横手ファンになってもらうことを目的に、市が対象施設の使用料の一部を負担する。

2. 期間

令和8年6月1日から令和8年9月30日までとする。

ただし、市負担金の額が予算上限に達し次第、受付を終了するものとする。

3. 対象施設

横手市大森コテージ（横手市大森町字持向 165 番地）

※横手市大森林業者等休養福祉施設さくら荘（TEL0182-26-2301）併設

4. 事業対象者

以下の要件を全て満たす者とする。ただし、年度内で本事業を利用できる回数は1回限りとする。

(1) 将来、横手市への移住を検討している者で横手市外に住所を有する者。

なお、個人・家族・団体等は問わない。

(2) 「よこて fun 通信」を好読している、または好読申込書を提出する者。

(3) 3泊以上7泊以内の期間で滞在する者。

※使用料が発生しない幼児は本事業の対象外とする。

5. 事業内容

・1回の使用における3泊目以降の宿泊使用について、1泊につき使用者1人当たり3,000円を市が負担する。

・事前アンケート及び事後アンケート提出を必須とする。

※使用人数、使用日数に応じた使用料及び市負担金の額は別紙のとおり。

6. 申請方法等

・申請受付は、横手市公式サイト掲載の申請フォームにより行う。

・申請受付期間は、当該施設の使用開始希望日の6カ月前から1週間前までとする。

・事業対象の決定は、申請内容等を確認後、申請者に対してメール等で通知する。

・事業対象の決定後に当該施設の使用をキャンセルする場合の手続きについては、当該施設の約款に従うものとする。

7. 会計処理

・使用者は、当該施設の使用後、使用料から市負担金の額を除いた金額を当該施設へ支払う。

・市は、負担金を当該施設へ支払う。

(参考) 手続きの主な流れ

時期	使用者	市 (横手の未来ともにつくる課)	さくら荘
使用開始希望 日の6カ月前 から1週間前 まで	①申請フォームにより 申請 ※申請内容入力時に事 前アンケート回答		
		②申請受付 ③施設の空き状況を照 会	
			④施設の空き状況を確認・回答
		⑤申請内容を確認 ⑥事業対象の決定をメ ール等で通知	
使用期間中	⑦施設使用		☆要項に従い対応
使用終了後	⑧事後アンケート回答 ※チェックアウト会計 時に回収 ※よこて fun 通信好読申 込書の記入必須		
			⑨使用料（市負担金の額 を除く）を使用者へ請求
	⑩使用料（市負担金の額 を除く）を支払		
			⑪上記の使用に係る市 負担金を市へ請求
		⑫上記の使用に係る市 負担金を支払	